

令和2年三重県議会定例会

総務地域連携常任委員会 提出資料

◎所管事項

1 デジタル化推進組織について	· · · · 1
2 旧株式会社三重ソフトウェアセンター社屋について	· · · · 3
3 女性活躍推進のための三重県特定事業主行動計画（後期行動計画）について	· · · · 5
4 審議会等の審議状況について	· · · · 7

令和2年12月14日
総務部

1 デジタル化推進組織について

1 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、ニューノーマル（新常態）に対応したデジタル強靭化社会の構築は喫緊の課題となっています。

国においては、IT基本法の改正やデジタル庁の創設に向けた検討が急ピッチで進んでおり、本県としても、社会構造の変化や社会全体の行動変容が進むことを見据え、市町を含めた行政の変革のみならず、社会全体でのデジタル社会の形成に向け、市町・民間企業・県民の皆様との連携体制を構築し、スピード感のある取組を進める必要があります。

こうした考え方のもと、三重県全体のデジタル化を部局横断的に強い権限を持って推進していくため、令和3年度から最高デジタル責任者（Chief Digital Officer（以下「CDO」という。））を置き、実行組織として、三重県版デジタル庁である「デジタル社会推進局（仮称）」を設置します。

2 組織体制の整備

（1）最高デジタル責任者（CDO）の設置

- ・デジタル社会の形成に向けた取組をスピード感をもって実行するため、その全庁的な司令塔として、最高デジタル責任者（CDO）を設置します。
- ・最高デジタル責任者（CDO）は、デジタル分野において部局横断的に県として方向性をもって対応することが必要な事務や、新たな課題に対する総合的な調整をその役割とします。

（2）デジタル社会推進局（仮称）の設置

- ・最高デジタル責任者（CDO）が統括するデジタル施策を実行するための実行組織として「デジタル社会推進局（仮称）」を、現在設置している10部の外に、部相当の組織として設置します。
- ・「行政のスマート改革」と「社会全体のDXの推進」の両面を所掌事務とし、総務部（スマート改革推進課）をはじめ各部局で所管しているデジタル社会推進のための関連業務を一元的に集約し、一貫したスピード感のある取組を進めます。

3 今後の予定

- （1）令和3年定例会2月定例月会議に関係条例（三重県部制条例）の改正案を提出し、令和3年4月1日から施行することを検討しています。
- （2）今後も課の編成や所掌事務の詳細など、簡素で効率的・効果的な組織運営が行えるよう、必要な検討を進めます。

2 旧株式会社三重ソフトウェアセンター社屋について

1 施設の概要

旧株式会社三重ソフトウェアセンターは、地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法（地域ソフト法）に基づき、システムエンジニアの育成等を目的として、国（独立行政法人情報処理推進機構）、四日市市（以下「市」という。）および県と民間企業等の出資により、鈴鹿山麓リサーチパーク内（以下「リサーチパーク」という。土地は市所有）に設立されましたが、経営環境が厳しい状況となっていたことから、平成20年6月の定時株主総会で解散が決議されました。

その後の清算作業において、清算人、市および本県との間で協議を重ねた結果、早期の清算完了に向けて、市が中心となって社屋の現物清算を受けること、また、市の分配額を超える部分については県が受けることで方針が確定し、平成20年12月に清算結了しました。

代物弁済を受けた社屋は普通財産として管理し、市に無償貸付を行うことによって、市が一体的に利用・管理しています。

その後、入居者の撤退に伴い、平成31年4月より休館しています。

項目	概要
所在地	三重県四日市市桜町3690番地4
延床面積等	約2,595.98m ² 鉄骨造（3階）平成5年建築
持分割合	四日市市：130,000,000分の101,361,131（約78%） 三重県：130,000,000分の28,638,869（約22%）

2 現状と課題

三重県財政の健全化に向けた集中取組における県有施設の見直しにおいて、共同所有者の市と社屋の方向性について継続協議を行ってきましたが、以下の理由から、廃止（解体撤去）することとします。

（1）リサーチパークの利用用途拡大を受けて、試験研究機関に限定されていた社屋の用途に事務所を追加するなど、用途を拡大した上で入居希望者の意向確認等を行ったものの、立地環境等から入居希望者が集まらず、利活用の見込みがないこと。

（2）利活用するためには、空調設備の再整備や雨漏り対策等の大規模修繕および光熱水費、法定点検費用等の維持管理経費が必要であるが、それらの経費に見合う利活用が見込めないこと。

廃止（解体撤去）に向けては、市とスケジュールや解体費用の負担に関する協議・調整が必要となります。

3 今後の処理方針

市と引き続き協議を進め、県においては、県の持分割合を基本に県が負担すべき費用について、令和3年度当初予算に計上していきたいと考えています。

なお、廃止（解体撤去）に係る施行については、これまで社屋を一体的に利活用している市において行います。

3 女性活躍推進のための三重県特定事業主行動計画（後期行動計画）について

1 後期行動計画の策定について

県では、平成27年9月に制定された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性職員の活躍のための取組を計画的かつ着実に推進していくため、特定事業主としての行動計画（前期行動計画。計画期間：平成28～令和2年度）を平成28年3月に策定し、取り組んできました。

今年度は、前期行動計画の最終年度であるため、後期行動計画（計画期間：令和3～7年度）の策定について、検討を進めています。

関係法令や国が示す行動計画策定指針等をふまえ、状況把握と課題分析を行なうとともに、職員の意見も反映しながら策定作業を進めていきます。

2 前期行動計画における目標値と現状値

目標項目	前期計画 策定時の現状値 (H27.4.1時点)	前期計画 目標値 (R2.4.1時点)	現状値 (R2.4.1時点)
管理職への 女性職員登用率	8.7% (63人)	10.0%	11.0% (78人)
本庁知事部局に おける管理職への 女性職員登用率	8.0% (18人)	30.0%	13.3% (32人)

※県職員（教員及び警察職員を除く）

目標項目	前期計画 策定時の現状値 (平成26年度)	前期計画 目標値 (令和元年度)	現状値 (令和元年度)
男性職員の 育児休業取得率	14.29%	25%	32.95%
男性職員の 育児参加休暇 取得率	88.24%	100%	95.45%

※行動計画対象組織の合計値

「次世代育成のための三重県特定事業主行動計画」の目標と連動

3 今後の予定

令和3年3月の総務地域連携常任委員会において計画案を報告し、今年度中に策定を行う予定です。

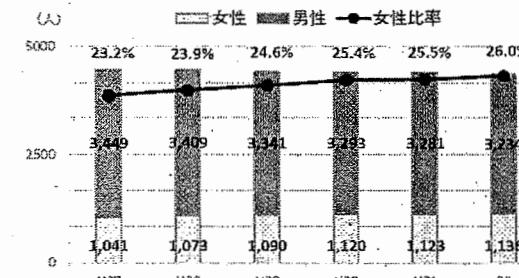
女性活躍推進のための三重県特定事業主行動計画（後期計画）

総務部
人事課

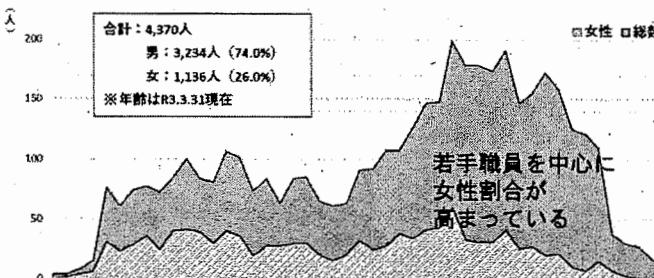
【趣旨】 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（令和7年度末までの時限立法）」に基づき、女性職員の活躍のための取組を計画的かつ着実に推進していくため、特定事業主としての計画を策定
前期計画（H28～R2年度）に基づく取組状況を踏まえ、令和3年4月から令和8年3月までの5年間の計画となる後期計画を策定する。

【対象機関】 知事部局および労働委員会事務局、企業庁、病院事業庁、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局

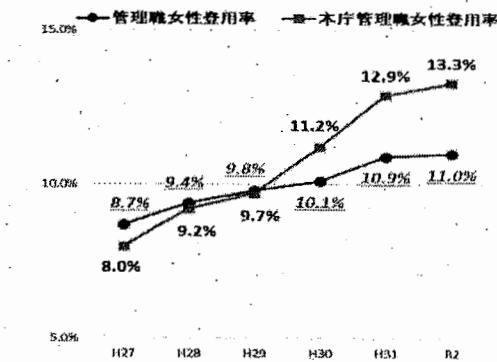
【現状】



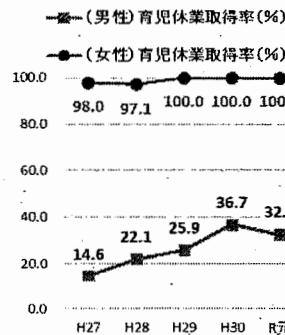
(図1) 男女別の職員数・女性割合の推移（知事部局のみ）



(図2) R2.4.1現在員数（知事部局のみ）

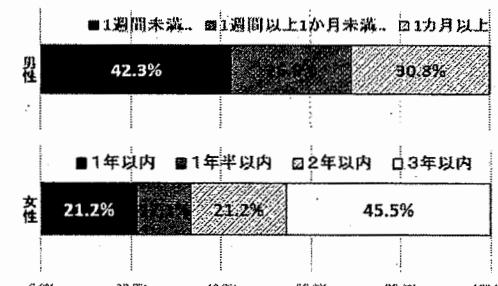


(図3) 管理職への女性登用率の推移

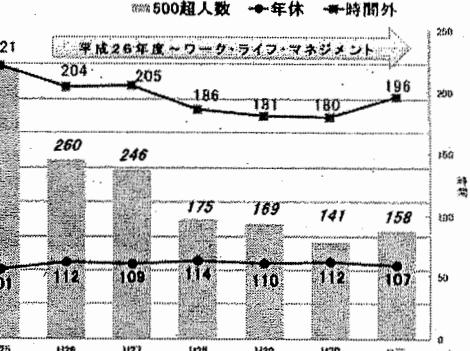


取得率・期間ともに男女間で差がある

(図4) 男女別の育児休業取得率の推移（知事部局のみ）



(図5) 男女別の育児休業取得期間（R元度、知事部局のみ）



(図6) 一人あたり年休取得時間、時間外勤務時間等の推移（WLM資料より）

【前期計画の目標→実績】

管理職への女性登用率	10.0% → 11.0%
本庁知事部局における管理職への女性登用率	30.0% → 13.3%
育児休業取得率（男性）	25% → 32.95%
育児参加休暇取得率（男性）	100% → 95.45%

【これまでの取組と成果】

- 採用試験を行う人事委員会と連携したさまざまな広報活動を行い、毎年度約4割は女性を新規に採用
- 意欲・能力のある女性を積極的に管理職へ登用するとともに、女性を配置する管理職ポストも拡大し、県政史上初の女性副知事も誕生
- 管理職に対する研修やハラスメント防止の取組等を継続的に進め、職員満足度アンケートでは回答者の約85%が「性別にかかわらず能力が発揮できる環境である」に肯定評価
- 次世代育成支援の取組を積極的に行い、男性の育児休業取得率は全国でもトップクラス
- ワーク・ライフ・マネジメントの推進により、時間外勤務は減少傾向

【課題】

- 将来に向け、多様な分野・場面で女性が活躍する組織であるため、引き続き以下の取組が必要
- 積極的な採用活動や性別に関わりない職務の機会付与
- 管理職登用に向けた段階的な能力開発や人材育成
- 固定的役割分担意識の是正と男性の家庭生活（家事・子育て・介護等）への参画
- 長時間労働のは是正

4 審議会等の審議状況について

(令和2年9月17日～令和2年11月19日)

(1) 三重県行政不服審査会

1 審議会等の名称	三重県行政不服審査会
2 開催年月日	令和2年9月29日、10月16日、11月11日
3 委 員	会長 中西 正洋 委員 岩崎 恭彦 委員 坂口 知子 ほか3名
4 質問事項	<ul style="list-style-type: none">・不動産取得税の賦課決定処分 1件・特別児童扶養手当の額改定請求却下処分 1件・生活保護法に基づく保護変更決定処分 1件・特別児童扶養手当の支給停止処分 1件
5 調査審議結果	審査請求4事件について調査審議を行い、3件の答申の決定がありました。
6 備 考	

(2) 三重県公務災害補償等認定委員会

1 審議会等の名称	三重県公務災害補償等認定委員会
2 開催年月日	令和2年11月5日
3 委 員	委員長 伊藤 正朗 委員 中村 真潮 ほか3名
4 諮問事項	非常勤の職員の公務災害等の認定について
5 調査審議結果	諮問(1件)を受け、地方公務員災害補償法の基準により審議を行い、答申を決定しました。 また、令和元年11月1日から令和2年10月31までの軽易なる事案(21件)の処理状況について、報告を了承しました。
6 備 考	